

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆ 「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に関する、厚生労働省保育課長通知が発出される～技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算要件と関連した研修内容・実施の方法を規定～…………… 1
  
- ◆ 「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に関する、厚生労働省保育課長通知が発出される◆  
～技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算要件と関連した研修内容・実施の方法を規定～

平成 29 年 4 月 3 日で、厚生労働省保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」が発出されました。

平成 29 年度からは、技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算が創設されます（本ニュースNo.16-48、同 64、65、66 にて既報）。また、今後、当該加算の要件に研修の受講が課される予定であり、平成 30 年度以降に、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定されることとなっています。

今回の通知は、研修の実施主体である都道府県に対し、保育現場におけるリーダー的職員等に対する研修内容や研修の実施方法等について示されたもので、法人内における加算の配分等に関しては、追って通知がなされる見込みです。

研修分野は、これまでに、関連のシンポジウム（本ニュースNo.16-61 で既報）や、厚労省調査研究事業「保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議」（同No.16-46 にて既報）にて示されてきた 8 分野から変更はありません。

その中で、保育実践研修の対象者として、「保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）」と記されました。

また、研修時間を 1 分野 15 時間以上とすることにも変更はありません。

一方、研修の実施主体として都道府県知事が指定する研修実施機関は、「市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体とする」と定められました。

通知本文は、別添の資料をご参照ください。